

原水・浄水・水質試験(検査)報告書

令和5年11月14日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び 採取場所等	白糠系統 末端給水栓 浄水				
分析受付日	令和5年11月9日				
採取時刻	11:40	水温(°C)	13.3	残留塩素濃度 (mg/L)	0.40

事業者:環境コンサルタント株式会社
〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
厚生労働省 登録番号209号
〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	8.2	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3
47	pH値	6.9(18°C)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	川嶋 晃
分析 方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“~未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和5年11月9日～令和5年11月14日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和5年11月14日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び 採取場所等	白糠系統和天別 末端給水栓 浄水				
分析受付日	令和5年11月9日				
採取時刻	9:48	水温(°C)	12.2	残留塩素濃度 (mg/L)	0.56

事業者:環境コンサルタント株式会社
 〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地
事業所:本社事業部
 厚生労働省 登録番号209号
 〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2
 TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754
 水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	8.4	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3
47	pH値	7.0(18°C)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	川嶋 晃
分析 方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和5年11月9日～令和5年11月14日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和5年11月14日

依頼者名	白糖町長 棚野 孝夫 様				
分析試料名及び採取場所等	庶路系統 役場庶路支所 浄水				
分析受付日	令和5年11月9日				
採取時刻	9:30	水温(℃)	15.0	残留塩素濃度(mg/L)	0.55

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

厚生労働省 登録番号209号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	8.3	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3
47	pH値	6.9(19℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	川嶋 晃
分析方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和5年11月9日～令和5年11月14日